

高周波数帯における実験試験局の免許手続の簡素化に向けた規定の整備に係る意見募集に対して
提出された意見及び総務省の考え方

○ 意見募集期間：令和4年3月5日（土）～4月4日（月）

○ 意見提出者数：8者（法人4者、個人4者）

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	日本電気株式会社	100GHz を超える高い周波数帯における実験試験局の免許手続の簡素化に向けた規定の改正をご検討いただき、ありがとうございます。本改正(案)により Beyond 5G に向けた新しい技術開発や検証が促進されることから本改正(案)につきまして賛同いたします。	賛同のご意見とさせていただきます。	なし
2	株式会社日立国際電気	今回の規定の整備により、特定実験試験局として使用可能な周波数が、テラヘルツ帯域を中心に大幅に拡大されるとともに、同試験局の開設に係る手続きが簡素化され、これらの措置は、Beyond5G の実現に向けた新たなワイヤレス技術の研究開発の一層の加速に寄与するものであることから、本規定の整備案に賛同いたします。	賛同のご意見とさせていただきます。	なし
3	株式会社 NTTドコモ	意見募集の対象である省令案等は、Beyond 5G の研究開発を加速する観点から、実験試験局による高周波数帯の柔軟な利用に大きく寄与する内容であり、賛同致します。 本件に係る制度整備が速やかに進められるとともに、引き続き国内における周波数の利用状況と、Beyond 5G に関する研究開発のグローバルな動向等を踏まえながら、更なる特定実験試験局に関する利用可能な条件等の拡大について、検討が継続されることを希望致します。	賛同のご意見とさせていただきます。 また、特定実験試験局の使用が可能な周波数等の条件については、電波の利用状況やニーズ等を踏まえ、柔軟に見直しをしていくことを考えております。	なし

4	一般社団法人 日本アマチュア無線連盟	<p>この度の「デジタル変革時代の電波政策懇談会」の提言をふまえた高周波数帯における実験試験局の免許手続の簡素化に向けた規定の整備については、Beyond 5Gの研究開発の推進等を図るためにも必要な施策であり、当連盟として、この規定の整備の趣旨には賛同し反対の意見を申し上げるものではありません。</p> <p>しかし、今回、規定の整備が行われる 102GHz を越え 1100GHz までの周波数帯のうち、134～136GHz および 248～250GHz ではすでに北海道から沖縄までの全国各地で多くのアマチュア無線局に免許が付与されており、すでにその運用が行われていることから、今回の規定の整備により免許された特定実験試験局からアマチュア無線局への有害な混信等を受けることが懸念される場所です。</p> <p>つきましては、特定実験試験局に使用可能な周波数範囲の拡大等の規定の整備を行う際には、これらの整備により 134～136GHz および 248～250GHz で運用しているアマチュア無線局が特定実験試験局からの有害な混信等の影響を受けることのないように、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。</p>	<p>賛同のご意見とさせていただきます。</p> <p>また、いただいたご意見については、特定実験試験局は、無線局運用規則に基づき、他の無線局の運用を阻害するような混信を与え、又は与えるおそれがあるときは、当該混信又は当該混信を与えるおそれを除去するために必要な措置を執らなければならないとされているところ、総務省としても、引き続き、適正な運用が確保されるよう周知啓発や必要な取り組みを実施して参ります。</p>	なし
5	個人	<p>審査担当より以下の通りコメントが参りましたので展開致します。ご対応下さい。</p> <p>?? ??????????</p> <p>無線局免許手続規則の一部を改正する省令に関して「行つたこと書類」という余り見ない表現を敢えて使う理由は何でしょう？他の省令では「行つたことを証する」などが普通ですが。</p>	<p>本規定は、登録検査等事業者における点検による確認により無線設備の確認を行った際に申請者に交付される書類について提出を求めているものです。また、申請者が本書類を電子媒体の状態にて提出を希望する場合には、他の無線局免許申請と同様に電子媒体での提出も可能となります。</p> <p>後段のご意見に関しては、指定事項の変更を伴わない変更であって、「電波の質が設備規則第</p>	なし

		<p>解釈上幅を持たせるため？ 一瞬ペーパーレス化を図ったかと思ったのですが、「書類」なら紙だけしか認められないですよ？ 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する告示に関して</p> <p>「指定事項の変更を伴わない変更であって、電波の質が設備規則第1章第2節の規定に合致していることを免許規則第5条第4項の規定に基づく登録検査等事業者における点検による確認を受けた場合」の構文が理解出来ません。</p> <p>「指定事項の変更を伴わない変更であって、電波の質が設備規則第1章第2節の規定に合致していることを・・・確認を受けた場合」だとすると「を」二つが連続して日本語が可笑しいので違うことは理解出来ましたが。</p> <p>取り敢えず一読まで。内容の部分で追加コメントします。</p> <p>?? ??????????</p> <p>以上です。 宜しくお願い致します。</p>	<p>1章第2節の規定に合致していること」について、免許規則第5条第4項の規定に基づく登録検査等事業者における点検による確認を受けた場合、許可を要しないこととするものです。</p>	
6	個人	<p>特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案中「空中線電力」、「占有周波数帯幅」および「等価等方輻射電力」の意味するところが必ずしも明らかでないので、明確にして下さい。</p>	<p>「空中線電力」、「占有周波数帯幅」及び「等価等方輻射電力」については、電波法施行規則に規定されている定義に従うものです。 また、後段の意見に関しては、参考意見とし</p>	なし

		<p>最近霞ヶ関三丁目付近で強い「電波のエネルギー」を感じ思考の波動が揺ぶられます。思考妨害対策の観点で監視して下さい。</p>	<p>て承ります。</p>	
7	個人	<p>本件には賛成だが、高周波数に限定するのではなく、プラチナバンドなどを含めたすべての電波の手続きを簡素化して欲しい</p> <p>また、実験基地局だけではなく、すべての設備に関する手続きを簡素化するべきだ。最近の総務省はプラチナバンドの再配分にまったく触れていないので、やる気が感じられないし、既存の電波利権に縛られて、何もしないようなら、電波オークションを導入した方がマシだと思う。プラチナバンドなどの巨大な利権にも触れるべきだし、変えていくのが総務省の仕事だと思う</p> <p>聖域を作らないで欲しい</p>	<p>賛同のご意見とさせていただきます。</p> <p>また、いただいたご意見については、今後の政策の参考とさせていただきます。</p>	なし
8	個人	<p>高周波数の制度の調整をするくらいなら、並行して、より逼迫しているプラチナバンドの再配分の調整もしてください。</p> <p>電波の再配分が遅れるほど、新規参入企業のダメージが大きくなり、最悪の場合、撤退してしまいます。競争を活発にすべきなのにその意思が感じられない。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の政策の参考とさせていただきます。</p>	なし